

東京高裁判決

平成23年9月29日判決言渡 東京高等裁判所

平成23年（ネ）第4422号 慰謝料請求控訴事件（原審・横浜地方裁判所平成22年（ワ）第2533号）

口頭弁論終結日 平成23年8月30日

判 決

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負債とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、55万円及びこれに対する平成22年1月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じ被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要（用語の略称及び略称の意味は、原判決に従う。）

- 1 本件は、交通事故により負傷した控訴人が、事故当日、被控訴人の公権力の行使に当たる公務員であるA巡査部長から「柔道整復師は、国家資格でないので駄目です。」「国家資格でないので、接骨院の診断書では駄目です。」「病院に行ってください」と言われ、翌日、B巡査部長から「柔道整復師作成の診断書はとりあえず受け取るが、接骨院は医師ではなく、国家資格ではないから困る」と言われた行為（医師の診断書を提出するように言われた行為）が控訴人の医療選択の自由を侵害する不法行為であるとして、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づき55万円（慰謝料50万円及び弁護士費用5万円）及びこれに対する不法行為の日である平成22年1月9日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原判決は、A巡査部長、B巡査部長の上記発言を認めず、また控訴人が医療選択の自由を侵害されたと評価するのは困難であるなどとして、控訴人の請求を棄却したため、控訴人がこれを不服として控訴をした。

- 2 争いのない事実等並びに争点及び争点に対する当事者の主張は、3頁7行目の「診断」を「診断書」に改めるほか、原判決「事実及び理由」中の「第2事案の概要」の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する（なお、「原告」を「控訴人」と、「被告」を「被控訴人」とそれぞれ読み替える。以下同じ。）。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点(1)（A巡査部長及びB巡査部長による違法行為の有無）について
認定事實は、該当部分を次のとおり改めるほか、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1(1)に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決5頁2行目の「追突」を「衝突」に改める。
- (2) 同判決5頁9行目の「(2)」を「2」に改め、「事故現場」の次に「(衝突地点)」を加える。
- (3) 同判決5頁23行目の「(3)」を「2」に改める。

2 以上の認定事実を踏まえ、本件事故当日（平成22年1月8日）、A 巡査部長が控訴人に対し「柔道整復師は、国家資格でないの駄目です。」「国家資格でないの、接骨院の診断書では駄目です。」「病院に行って下さい」（以下、上記各発言を「本件1発言」という。）と言ったかどうか、翌日、B 巡査部長が控訴人に対し「柔道整復師作成の診断書はとりあえず受け取るが、接骨院は医師ではなく、国家資格ではないから困る」（以下、上記発言を「本件2発言」といい、「本件1発言」と合わせて「本件各発言」ということがある。）と言ったかどうかにつき判断する。

この点につき、控訴人は、本人尋問で、A 巡査部長が、本件事故当日、本件事故現場で本件1発言をしたと供述し、また翌日、B 巡査部長が、旭署で本件2発言をしたと供述する（陳述書も同様である。甲6）。これに対し、A 巡査部長は、控訴人がトラブルは嫌だと言ったことから、今後トラブルに発展する可能性が高いと思ひ、控訴人に対し「民事的にトラブルになるのが嫌であれば整形外科に通院した方がよいのではないか。」と助言説明しただけで、本件1発言はしていないと証言し（陳述書も同様である。乙3）、また、B 巡査部長は、控訴人に対し「整骨院の診断書では将来民事的トラブルになったときに困ることがあるかもしれない」「トラブルを防止するためには医師の診断書の方が良いのではないか」と助言説明したが、本件2発言はしていないと証言する（陳述書も同様である。乙4）。

そこで、A及びB並びに控訴人の供述の信用性を検討するに、証拠（甲6、7ないし10、12、13、15、16、18、乙3、4、証人A、証人B、控訴人）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、本件事故の翌日、施術を受けた柔道整復師であるN整骨院院長のKを同伴し、同人作成の診断書（乙1）を持参して旭署へ行き、B巡査部長と面会したが、Kは、そこでの遣り取りや控訴人から聴いた話を基に、平成22年1月18日、警察官の言動や取扱いについて警察に抗議の電話を架け、同月26日抗議の手紙を送付したこと、それを受けて神奈川県警察本部交通部交通捜査課のC警部（以下「C警部」という。）は、Aらに事実を確認・調査した上、Kに対し、同年2月5日、電話で非常に申し訳なかったとの謝罪をしていること、前日に（2月4日付けで）神奈川県警交通捜査課長から関係所属長宛てに「柔道整復師作成に係る証明書の適正な取り扱いについて（連絡）」という文書を発出した旨発言したこと、その文書には、「このたび、県内において乗用車と歩行者（以下「被害者」という。）の衝突事故を取り扱った交通捜査員が、整骨院での治療を希望した被害者に対して「国家資格のある医師の診断書」の提出を求め、さらに事故翌日に被害者が施術証明書を提出する際にも同様の教示をしたために、被害者に整骨院での施療に不安を生じさせ、ひいては整骨院に対する受診妨害、

柔道整復師に対する名誉棄損等を生じさせたとの内容で抗議事案が発生しました。柔道整復師の免許は、柔道整復師法に基づく国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与えるもの（同法第3条）であること、さらには施術証明書は、医師の作成した診断書と比して法的に差異はあるが、証拠法上、一定の条件下では医師作成の診断書と同等の証拠能力を有するものとなることから、これらを再認識するとともに対応には以下の点に留意してください。」とした上で、同種事案の再発防止を図るべく、部下職員への周知方を依頼したことが記載されていること、本件事故当日A 巡査部長が医師の診断書と柔道整復師の施術証明書の異同を説明したり、診断書の提出を求め、病院に早めに行った方がいいと言ったこと、B 巡査部長が本件事故翌日の上記面会の際、医師の診断書の方がいいのではないかと言ったり、他に痛みが出たらどうするのかと尋ねたり、整骨院ではレントゲンが撮れないなどと話していることが認められる。

そこで、以上を併せ考えれば、A 巡査部長及びB 巡査部長が本件各発言を全くしていないとする同人らの供述（証言及び陳述）部分にはわかに措信し難いというべきであり、他方、控訴人のこの点の供述は信用できるというべきであるので、A 巡査部長が本件1 発言を、B 巡査部長が本件2 発言をしたことが認められる。

もっとも、交通事故による損害賠償訴訟等において、柔道整復師の施術証明書が病院の医師による診断書と比べて証明力が劣るとされる場合があるとの理解に基づき、A 巡査部長及びB 巡査部長が民事上のトラブルを想定して、そのような趣旨で助言の意味を込めて発言していたと解する余地もあるが、そのことゆえに上記認定が左右されるものではない。

- 3 そこで次に、A 巡査部長及びB 巡査部長の本件各発言をもって国家賠償法上の違法といえるかどうかを判断する。

確かに、控訴人には医師の治療を受けるか柔道整復師の施術を受けるかについて広義の医療選択の自由があり、これが法的に保護すべき利益であると解されるが、控訴人は、本件事故当日、柔道整復師のKの施術を受けているから、広義の医療選択の自由（柔道整復師の施術を受ける自由）の侵害は認められない（したがって、損害の発生は認められない。）。

しかし、控訴人が本訴で主張する被侵害利益は、A 巡査部長及びB 巡査部長の本件各発言による不安感も含まれていると解せられる。そして、不安感もそれを抱かされ内心の静穏な感情を害されるに至れば、法的に保護すべき利益であると解される。

証拠（甲6、控訴人）によれば、控訴人は、本件各発言を聞いて、一方では、どうなるのか困惑し、迷い、どうしたらいいのかと思ったと述べるものの、他方では、A 巡査部長の発言がどういう意味かも分からない状況であり、また、控訴人代理人から「交通事故の場合は治療をするには整骨院じゃ駄目で、病院に行って医師に診てもらわなきゃいけないんじゃないかと、そういうふうに思いましたか。」と問われて、「いや、私の認識ではそういうふうに思いませんね。」と述べている（控訴人尋問調書6頁）ことに照らせば、その不安感は、それを抱かされ内心の静穏な感情を害されるに至ったものとは到底いえないから、本件各発言に

よる控訴人主張の利益の侵害は認められないというべきである（したがって、損害の発生は認められない。）。

その上、控訴人は、本件事故当日、A 巡査部長の本件 1 発言にもかかわらず、N 整骨院に通院し、柔道整復師の K から施術を受けたのであるから、同発言に強制の契機は何ら認められない。そして、証拠（甲 6、乙 1、控訴人）及び弁論の全趣旨によれば、本件事故の 2、3 日後に、控訴人は、頭を打ったかもしれないと思い K の紹介状を持参して MRI 検査を受けるため病院を訪れたことが認められる。それに加え、本件事故翌日には K 作成の診断書（乙 1）は警察に受理されている。その他本件各発言以外に A 巡査部長及び B 巡査部長から同発言に匹敵する同種の発言が控訴人にされたことは何らうかがわれなし、同発言の影響が長期間継続していたことも何らうかがわれなし。さらに、前記認定のとおり、C 警部が A らの本件各発言につき控訴人と行動を共にしていた K に対し、同年 2 月 5 日謝罪している。そうすると、控訴人の不安感の程度、A らの本件各発言の内容と影響、それに対する控訴人の認識と行動、警察の謝罪などにかんがみれば、A らの本件各発言をもって国家賠償法上の違法と評価することなど到底できないとい
うべきである。

4 以上によれば、控訴人の請求は、理由がない。

第 4 結論

よって、控訴人の請求を棄却した原判決は結論において相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 4 民事部

アンダーライン当会記